

# 更生保護就労支援だより

## 兵庫県就労支援事業者機構



発行 特定非営利活動法人  
兵庫県就労支援事業者機構  
〒651-0093 神戸市中央区二宮町  
4-7-6 NSビル3階301  
TEL: 078-855-6252  
E-mail: [hssjk.center@gmail.com](mailto:hssjk.center@gmail.com)



### 「働いて、つながる。」

#### 神戸保護観察所長 小林 孝幸

兵庫県就労支援事業者機構の会員の皆様には、平素から更生保護事業に格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成18年度に法務省と厚生労働省により、関係機関の連携の下で、支援対象者の希望や特性等に応じて計画的に就労支援を行う「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が開始されて、今年で15年目を迎えます。この間、各県に就労支援事業者機構が設立され、出所者等に対する就労支援についての社会の理解が進み、協力雇用主の登録数は毎年着実に増加しています。また、平成26年12月の政府の「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」で示された「全国で実際に出所者等を雇用している協力雇用主の数を2020年までに3倍にする」という数値目標も期限を待たずに達成することができました。

このように就労支援の輪は確実に広がっているところですが、一方では、「対象者を雇ったもののすぐに辞めてしまった」という経験をお持ちの会員の方もいらっしゃるかと思います。

以前、「就労」をテーマにした保護司研修で、「働くことの意義」について、自由に意見交換していただいたことがありました。「収入を得ることで経済的に安定する」、「やりがいや目標ができて生活に張りが出る」、「仕事を通じて仲間や友人ができる」、「規則正しい生活のリズムができる」など、様々な意見が出ました。どの意見ももともとであり、罪を犯した人が社会の中で立ち直るためには就労が重要であることを再認識しましたが、意見交換の中で、特に印象に残ったのは、あるベテラン保護司の「働くことは、傍（はた）を楽にすることです」という言葉でした。

「働」という字は「人のために動く」と書きます。そして、「人のために動く」には他者に対する思いやりが必要です。例えば、

- ・重い荷物を持っている仲間を手伝う。
- ・資料をまとめるときに分かりやすく付箋を貼る。
- ・コピー機用の紙やインクが切れていたのを補充しておく。
- ・雨が降りそうなのでお客様のための傘立てを店先に出しておく。

このように思いやりをもって「働く」ことで、周りの人を楽にします。

就労は、単に生活の糧を得ることにとどまらず、「人のために動く」ことで周りの人と良い関係でつながり、それは社会とつながることに通じます。仕事が長続きしない人は社会性が未熟で孤立しがちですが、「他者を思いやって動く」ことができるようになれば、職場にしっかりと定着できるのではないのでしょうか。そのためには、具体的に手本を示して、繰り返し論しながら成長を促し、根気よく見守っていくことが肝要であると考えます。

急速に少子高齢化が進み、将来にわたる労働力人口の不足が問題となっていますが、一人でも多くの対象者が立ち直って社会とつながり、支援を受ける側から就労を通じて社会を支える担い手となれるよう、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

## 暴力団離脱者に対する社会復帰対策について

県警察では、暴力団対策法第28条に規定された「離脱の意志を有する者に対する援護措置」を法的根拠として、暴力団から離脱する意志を有する者(以下、「離脱希望者」という。)の求めに応じて、所属組織の首領に対して暴力団からの脱退を妨害することのないよう警告措置を講じたり、就業環境に就くまでの手続きが円滑に進むよう関係機関や団体と連携するなど様々な支援により暴力団員の社会復帰を強力に推進しております。

本稿では、実際に取り扱った離脱希望者の就労支援事例と、現状の課題について説明させていただきます。

昨年12月、暴力団員である甲が、「もうヤクザを辞めたい。親分と一緒に泊まっていたホテルから逃げ出してきた。」と警察に助けを求めてきました。そこで、当課の社会復帰アドバイザー等が甲の所属する暴力団組織の首領と面会し、甲の脱退を妨害しないよう警告を行うとともに、首領から誓約書を徴する等の離脱支援を実施しました。

離脱希望者は、暴力団組織内の人間関係や厳しい上納金に嫌気が差して暴力団から脱退を決意することが多く、自ら就職先を決めた上で警察に相談に来る者もいれば、甲の様に、着の身着のまま警察に飛び込んで助けを求めるケースもあります。

甲は、離脱支援後の面接で、「経験はないが飲食店で働きたい。」と就労を希望しておりましたので、直ちに暴力団離脱者支援事業を展開している(公財)暴力団追放兵庫県民センター(以下、「兵庫暴追センター」という。)に連絡し、兵庫暴追センターが事務局を務める「暴力団離脱者就労対策協議会」と連携の上、甲の就労を支援することにしました。

同協議会は、暴力団離脱者の雇用に前向きな事業所を「暴力団離脱者受入賛助事業所」として登録して積極的に就労支援を行っております。

また、兵庫暴追センターは、暴力団離脱者を雇い入れた事業所に、より安心な雇用環境を整備することができるよう事業所側の負担軽減を目的とした2つの金銭的な補償を行っております。

1つ目は、「暴力団離脱者雇用給付金」で、兵庫暴追センターから暴力団離脱者を雇い入れた事業所に対して1年間で最大104万円の給付金を支給しています。

2つ目は、「損害補償金」で、暴力団離脱者が就労先の事業所でトラブルを起こし、会社や事業所の従業員に損害を生じさせた場合に兵庫暴追センターが最大50万円を支給するものです。

県警察では、これら金銭的な支援とは別に、暴力団対策の経験豊富な社会復帰アドバイザーによる定期的な事業所訪問や就労者との面接を行うなど継続的なアフターケアを行っております。

しかし、同協議会で登録している40社の「暴力団離脱者受入賛助事業所」の大半を建設業種が占めており、甲の希望する飲食業の登録がなかったことから、甲の就労支援は難航することが予想されました。

このような中、当課員が、昨年11月、NPO法人兵庫県就労支援事業者機構が開催した「更生保護シンポジウム～働く意欲、続ける力～」の特別講演を聴講しており、同講演を行ったA氏が飲食店を経営され、暴力団離脱者の雇用も積極的に行っていると話されていたことから、同機構にA氏の紹介をお願いする運びとなりました。

そして、当課員が、同機構の担当者に甲の状況を説明したところ、A氏との橋渡しを快く承諾していただき、同機構から紹介を受けたA氏も、飲食店への就労を希望している甲への支援を前向きに検討したいと申され、一気に話が進みました。

当課員は、A氏が経営する事業所を「暴力団離脱者受入賛助事業所」として正式に登録してもらうため、A氏の事業所を管轄するK県警察を介し、K県暴追センターに暴力団離脱者受入賛助事業所への登録を依頼しました。

その後、A氏の事業所が、K県の暴力団離脱者就労対策協議会に受入賛助事業所として登録されたことから、A氏自ら甲の採用面接を行い、甲は、本年3月からA氏の飲食店（居酒屋）で就労することが決まりました。

甲は、就労後1ヶ月が経過しましたが、「毎日が楽しくて仕方ない。感謝の気持ちを忘れることなく仕事に励みます。」と話しています。

最後になりましたが、暴力団離脱者を社会復帰させるためには、上記のとおり、その雇用を確保しなければなりません。賛同して下さる事業所が建設業種に偏っているなど十分と言えないのが現状です。その趣旨をご理解のうえご協力いただける事業所がございましたら、暴力団対策課もしくは兵庫暴追センターにご連絡していただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】 兵庫県警察本部 暴力団対策課暴力団排除第一係 tel. 078-341-7441(内線 4595)  
 (公財)法人暴力団追放兵庫県民センター tel. 078-362-8930

## 雇用を繰り返して

協力雇用主 J社 F氏（保護司）

弊社は、協力雇用主になっていない15年程前に、3名の対象者を預かりました。最初の1人は、保護司として私が担当していた男性を「運送会社だけど事務職で働いてみますか」と尋ねたら「働きます」との答だったので雇用しました。一週間で「やめたい」と言ってきました。事務職が合わなかったのかと思いました。

2人目は、まだ未成年だったので手に技術を持った方がいいと思い、娘婿の所に頼んでシーリングの仕事をする様に言いました。毎朝、私の家に集合して仕事に行く様にしました。1年半ほどがんばっていましたが、「他のシーリングの会社に変わりたい」と言ってきたので送り出しました。

3人目は、他地区の知り合いから「執行猶予中だけど預かって欲しい」と頼まれたので、預かりました。4年間本人は、よくがんばって仕事を覚えていました。その後、「小さい車に乗った仕事に進みたい」と言ってきたので、その人もまた送り出しました。

2年前に正式に協力雇用主になりその後、2人を雇用してきました。彼らに言ってきた事は、“人はやりなおせるんだよ。そして、誘われたら断る勇気も持つんだよ”と。

1人は、今もがんばって働いています。もう1人は、残念ながら再犯をしました。社会復帰をしようと思っても、なかなかうまくいかない様です。

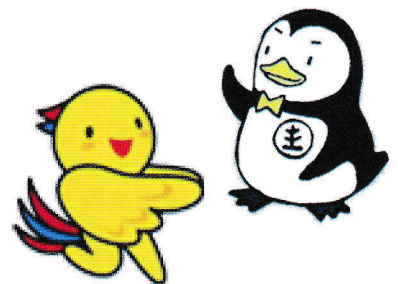
ただ心のフィルターをはずして、実際に起こっている目の前の景色を見ると違った世界が見えてくると信じて雇用を繰り返してきましたが、仕事を続けさせていくむつかしさを感じました。

弊社は、特別な車の免許がある業種ですが、これからも微力ながら社会復帰への一助となればと、努力していきたいと思っています。

## 就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。



兵庫県マスコットはばタン・更生ペンギンのホゴちゃん

神戸保護観察所 TEL : 078-351-4004

## 『矯正施設見学会』実施

今年度2回目の施設見学会を行いました。

今回は、加古川刑務所のご協力のもと令和2年2月4日(火)13時から、主催：兵庫県就労支援事業者機構、協賛：神戸保護観察所で開催いたしました。

協力雇用主8社(14名)をはじめ、神戸保護観察所、兵庫県が参加し、加古川刑務所から施設概要等の説明、兵庫県から就労支援事業の概要説明、施設内見学(一般区及び女区)その後、意見交換会が行われました。

意見交換会では、加古川刑務所から対象者に対する就労支援の取組について説明があった後、協力雇用主から「介護関係も人手不足の為、女性の対象者を雇用したい。無資格者についても雇用してから取得して頂くことも可能であり、出所前に職場見学を行いたいと思うが可能であるか」等多数のご意見が有り、それに対して、加古川刑務所から「職業訓練や実務者研修を行っているが、就労に繋がらない現状がある。出所後に帰る場所がない受刑者も多く、出来れば企業に社員寮等を検討していただきたい。また、ハローワーク専門援助部に求人票を出して頂いていると思いますが、有効期間が3ヶ月となっているので、更新を忘れず行っていただき、その際には、求人票の内容等の変化があれば書き加えて頂きたい」。等々要望がありました。当機構も今後見学会が双方の橋わたし役として役立つ様なお一層の就労支援に尽力していきたいと思っております。



## 兵庫県からのお知らせ

<刑務所出所者等雇用導入促進事業>(民間事業者に対する補助)

刑務所出所者等を新たに雇用した企業に対して、最大4ヶ月間の給与、研修費の一部を補助します。

(1) 補助対象

- ① 刑務所出所者等就労奨励金(法務省)の支給対象となった県内の協力雇用主
- ② コレワークを通じて矯正施設出所者を雇い入れた県内の雇用主←NEW!

(2) 対象経費・補助額

- ・ 雇用開始後、最大4ヶ月分の給与、研修費
- ・ (給与7万円/月+研修費1万円/月)×4ヶ月=32万円

(3) 申請方法・受付期間等

予算の範囲内で、随時受付しています。受給には要件がありますので、まずはお問い合わせください。

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課 TEL:078-362-9168

この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

編集後記

新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言」が全国的に発令中で当機構も神戸保護観察所もテレワークを実施しております。

現時点では矯正施設での面接や観察所のセミナーも中断しており、対象者の就労支援数も激減しておりますが、再犯防止のため就労支援に尽力することには変わりはありません。

更生保護就労支援だよりをご愛読の協力雇用主、保護司の皆様方もお身体を大切にされ新型コロナウイルスに感染しないように諸々の点で留意なされることを心からお祈りいたします

